

## 労働相談Q&Aで解決!、

## アルバイト①



アルバイトです。売れ残った商品の一部を買い取るよう言われましたが、 欲しくもない商品を買い取る義務がありますか。

A 労働者に商品の一部を買い取る義務はありません。

労働者に金銭的負担を強要したり、商品購入や目標未達成などを理由 に賃金を一方的に減額したりすることは違法です。

このような違法な業務命令には従う必要はありません。きっぱりと断りましょう。

#### 解説はこちら

- 事例のように、商品の売り上げノルマを課したうえで、売れ残った商品を労働者に自費 で買い取らせる行為は、「自爆営業」と言われ、支払われた賃金の一部で、実質的に会社の 商品を購入させることになります。
- 労働者と会社の間には、労働契約が締結されていることから、使用者が労働者に対して、 一定の成果を期待し、売り上げのノルマを課すことがあります。当然、このこと自体は、一般的な業務命令の範囲として許容されています。
- ただし、ノルマはあくまで期待であり、約束事ではないので、ノルマ達成を確約させ、 未達成の場合には、強制的に商品を買い取らせることまでを労働者に命じることは、業務 命令権の逸脱・濫用であり、違法です。
- また、「自爆営業」によって、労働者に商品買取りの強制など金銭的負担を強要すること、商品購入などを理由に給料を天引きすることは、労働基準法に定められた「労働者への賠償予定の禁止」(第 16 条)や「賃金の全額払いの原則」(第 24 条)の趣旨に反し、違法です。
- 労働者が明確に拒否しているにもかかわらず、執拗に迫るなど悪質な場合は、刑法の強 要罪にあたる可能性があります。

### どうすれば?

- 実際に買取りを命じられた場合、いわゆる「自爆営業」は違法ですから、購入する意思 がないのであれば、きっぱりと断り拒否しましょう。
- 買取りを強要されたり、やむを得ず購入してしまったりした場合は、証拠(上司の命令 を記載したメモやメール、購入した商品やレシートなど)を収集し、労働基準監督署に相

談しましょう。

# お問い合わせ

○ 山梨県労働委員会事務局

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階

電 話 055 (223) 1827

相談時間 8:30~17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

URL https://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/

○ 山梨県内の労働基準監督署

甲府労働基準監督署(管轄区域:都留及び鰍沢労働基準監督署以外の地域)

電 話 055 (224) 5616

都留労働基準監督署(管轄区域:都留市、大月市、上野原市、富士吉田市、南都留郡、北都留郡)

電 話 0554 (43) 2195

鰍沢労働基準監督署(管轄区域:南巨摩郡、西八代郡)

電 話 0556 (22) 3181